



## 平成 24 年度に設定あるいは改正された 農薬等残留基準について

### はじめに

食品に残留する、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下、農薬等）に関し、いわゆるポジティブリスト制度が平成 18 年 5 月 29 日に施行されました。その際、残留基準値を設定するためのリスク評価が間に合わない農薬等については、国際基準や欧米の基準等を踏まえた暫定基準が設定されました。これらは順次、食品安全委員会のリスク評価を経て、基準値の見直しが行われています。また、農薬登録に伴う基準値の設定や、適用拡大に伴う基準値の改正も行われています。今回は、平成 24 年度に基準値が設定あるいは改正された中から、留意すべき事項に関して解説します。

### 平成 24 年度に食品、添加物等の規格基準が設定あるいは改正された農薬等

#### ・平成 24 年 4 月 26 日（食安発 0426 第 1 号）

##### 1. アミトロール（除草剤）

全ての食品に対する「不検出」基準及び告示試験法が削除され、一部の果実に設定された 0.05 ppm の基準値以外は一律基準での規制となりました。告示試験法の検出限界は 0.025 mg/kg でしたので、規制が甘くなったということではありません。

##### 2. エチクロゼート（植物成長調整剤）

一部の食品を除き 0.05 ppm 又は 5 ppm という暫定基準が削除され、その他のスパイスの基準値が 15 ppm に改正されました。なお、0.05 ppm という暫定基準値は試験法の定量限界が 0.05 ppm で、一律基準の 0.01 ppm の検証が困難との判断から設定されていたものです。

##### 3. ミクロブタニル（殺菌剤）

一部の食品に設定されていた 1.0 ppm のような有効数字 2 桁の基準値が、1 ppm のような有効数字 1 桁の基準値に改正されました。定める量を超えて当該食品に含有するものであってはならないと規定されていることから 1.0 ppm の基準値の場合、1.05 ppm を四捨五入した 1.1 ppm から違反となりますが、1 ppm の基準値では 1.5 ppm を四捨五入した 2 ppm から違反となります。

##### 4. クラブラン酸（抗生物質）

牛肉、豚肉及び乳の基準値が改正されました。それ以外の食品には基準値が設定されていませんがクラブラン酸は抗生物質であるため一律基準ではなく、「含有してはならない」という規制になります。

##### 5. その他改正農薬等

オキシフルオルフェン（除草剤）、ジノテフラン（殺虫剤）、トルフェンピラド（殺虫・殺ダニ剤）、ピメトロジン（殺虫剤）、ベンチアバリカルブイソプロピル（殺菌剤）、プリフィニウム（鎮痙剤）

#### ・平成 24 年 6 月 7 日（食安発 0607 第 1 号）

##### 1. グルホシネート（除草剤）

みつば、たけのこ及びホップの基準値が追加されました。

#### ・平成 24 年 6 月 14 日（食安発 0614 第 1 号）

1. イマザピック（除草剤）

イマザピックアンモニウム塩として暫定基準が設定されていましたが、イマザピックとして基準値が設定されました。

2. その他改正農薬等

イソキサフルトール（除草剤），エタルフルラリン（除草剤），フェンブコナゾール（殺菌剤），フロニカミド（殺虫剤），ペノキスラム（除草剤），マンジプロパミド（殺菌剤）

・平成 24 年 8 月 20 日（食安発 0820 第 1 号）

1. トリアゾホス（殺虫剤）

暫定基準と「不検出」基準が混在していましたが、「不検出」基準及び告示試験法が削除され、穀類，綿実及び綿実油に基準値が設定されました。基準値が設定されていない食品は，一律基準での規制となります。

2. ビフェントリン（殺虫剤）

カカオ豆の検体部位が外皮を含まないものに変更されました。

3. ベンスルフロンメチル（除草剤）

米以外の食品に設定されていた 0.02 ppm という暫定基準値が削除され，米以外は一律基準での規制となりました。暫定基準値は試験法の定量限界が 0.02 ppm で，一律基準の 0.01 ppm の検証が困難であるとの判断から設定されていたものです。

4. その他改正農薬等

シクラニリド（植物成長調整剤），スピノサド（殺虫剤/外部寄生虫駆除剤），スピロメシフェン（殺虫剤），トリフロキシストロピン（殺菌剤），ピラクロニル（除草剤），ピリベンカルブ（殺菌剤），フルオピコリド（殺菌剤），フルジオキシニル（殺菌剤），フルフェノクスロン（殺虫剤），ベノキサコール（薬害軽減剤），メタアルデヒド（殺虫剤(軟体動物駆除剤)）

・平成 24 年 11 月 2 日（食安発 1102 第 2 号）

1. カルボキシシン（殺菌剤）

カルボキシシンの規制対象はカルボキシシン及び 5,6-ジヒドロ-3-カルボキシアニリド-2-メチル-1,4-オキサシン-4-オキシドをカルボキシシンに換算したものの和になります。これらを対象とした試験法はまだ通知されていません。

2. フェンチオン（殺虫剤）

フェンチオンの規制対象はフェンチオン，フェンチオンスルホキシド及びフェンチオンスルホンの和をフェンチオンに換算したものと及びフェンチオンオキソン，フェンチオンオキソンスルホキシド及びフェンチオンオキソンスルホンの和をフェンチオンに換算したものの和になります。これらを対象とした試験法はまだ通知されていません。

3. メタラキシル及びメフェノキサム（殺菌剤）

カカオ豆の検体部位が外皮を含まないものに変更されました。

4. セファロニウム（抗生物質）

牛肉及び乳に設定されていた基準値が一部改正されました。それ以外の食品には基準値が設定されていませんが，セファロニウムが抗生物質であるため一律基準ではなく，「含有してはならない」という規制になります。

5. その他改正農薬等

シエノピラフェン（殺虫剤），ジチアノン（殺菌剤），シフルフェナミド（殺菌剤），チジアズロン（植物成長調整剤），ピリダリル（殺虫剤），プリミスルフロンメチル（除草剤）

・平成 24 年 12 月 28 日（食安発 1228 第 4 号）

1. アルジカルブ及びアルドキシカルブ（殺虫剤）

アルジカルブ及びアルドキシカルブ（別名アルジカルブスルホン）は、それぞれ単独の基準値が設定されていましたが、これらを統合した「アルジカルブ及びアルドキシカルブ」として基準値が設定されました。規制対象はアルジカルブ、アルジカルブスルホキシドをアルジカルブに換算したもの及びアルドキシカルブをアルジカルブに換算したものの和となります。食安発 0809004 号（平成 19 年 8 月 9 日）「アルジカルブスルホキシドの取り扱いについて」でアルジカルブスルホキシドが食品中から検出された場合は一律基準が適用されるとの記載がありましたが、この通知は廃止されました。

2. クロラントラニリプロール（殺虫剤）

カカオ豆の検体部位が外皮を含まないものに変更されました。

3. ベンジルペニシリン（抗生物質）

畜水産物の一部の食品で基準値が削除、あるいは引き下げられました。ベンジルペニシリンは抗生物質であるため、基準値が設定されていない食品は一律基準ではなく、「含有してはならない」という規制になります。規制対象はトピシリン及びペタネート由来のベンジルペニシリンが含まれることとされていますが、これらはベンジルペニシリンのエステル誘導体の動物用医薬品です。

4. その他改正農薬等

オキシロニック酸（殺菌剤/細菌性疾病に対する予防及び治療）、シアゾファミド（殺菌剤）、スピロテトラマト（殺虫剤）、1-ナフタレン酢酸（植物成長調整剤）、ブタクロール（除草剤）、ヘキサジノン（除草剤）、ベンフルラリン（除草剤）、ミクロブタニル（殺菌剤）、メトキシフェノジド（殺虫剤）

・平成 25 年 2 月 1 日（食安発 0201 第 2 号）

1. XMC（殺虫剤）、アザフェニジン（除草剤）、アリドクロール（除草剤）、イサゾホス（殺虫剤・殺線虫剤）、エチオフェンカルブ（殺虫剤）、*N*-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド（殺虫剤用共力剤）、エトリムホス（殺虫剤）、クロプロップ（除草剤・植物成長調整剤）、クロルフェンソン（殺ダニ剤）、ジクロン（殺菌剤）、シノスルフロロン（除草剤）、2,6-ジフルオロ安息香酸（殺ダニ剤）、ジメピペレート（除草剤）、テレフタル酸銅（殺菌剤）、トリクラミド（殺菌剤）、ナプロアニリド（除草剤）、ナリジクス酸（合成抗菌剤）、ハルフェンプロックス（殺虫剤・殺ダニ剤）、パルベンダゾール（寄生虫駆除剤）、ピペロホス（除草剤）、ピリフェノックス（殺菌剤）、プロパホス（殺虫剤）、プロモクロロメタン（くん蒸殺虫剤）及びヘキサフルムロン（殺虫剤）

国内の登録・承認・指定がない又は失効したもの、暫定基準設定の際の参照国において基準値が消滅したもの等、現状に則していないことが確認できた農薬等について、平成 25 年 8 月 1 日をもって基準値が削除され、一律基準での規制になりました。ただし、ナリジクス酸は合成抗菌剤であるため一律基準ではなく、「含有してはならない」という規制になります。

2. フラメトピル（殺菌剤）

一部の食品を除き、0.1 ppm という暫定基準値が削除され、一律基準での規制となります。また、規制対象がフラメトピル及びフラメトピルヒドロキシ体をフラメトピルに換算したものの和から、フラメトピルのみに変更になりました。暫定基準は試験法の定量限界が 0.1 ppm で、一律基準の 0.01 ppm の検証が困難であるとの判断から設定されていたものです。

3. フルチアニル（殺菌剤）及びメタゾスルフロン（除草剤）  
新規農薬登録にかかる基準値設定です。
4. その他改正農薬等  
クロルフェナピル（殺虫剤），ジメタメトリン（除草剤），テブコナゾール（殺菌剤），カルプロフェン（消炎剤），チアンフェニコール（合成抗菌剤）

・平成 25 年 3 月 12 日（食安発 0312 第 2 号）

1. TCMTB（殺菌剤）  
ポジティブリスト制度導入の際、米国及びオーストラリアの残留基準を参考に暫定基準が設定されましたが、リスク評価において、基準設定の根拠となる残留試験データ等の詳細な情報が確認できなかったという理由で基準値が削除になりました。今後は、一律基準での規制になります。
2. アバメクチン（殺虫剤/寄生虫駆除剤）及びテブフロキン（殺菌剤）  
新規農薬登録にかかる基準値設定です。テブフロキンの規制対象はテブフロキン及び 6-*tert*-ブチル-8-フルオロ-2,3-ジメチル-4(1*H*)-キノリンをテブフロキンに換算したものの和となります。
3. セデカマイシン（抗菌剤）  
国内での使用実態がなく今後の使用も見込まれないため、農林水産省では飼料添加物の指定を取り消すことになりました。これに伴い、基準値が削除され、「含有してはならない」という規制になります。
4. チアメトキサム（殺虫剤）  
カカオ豆の検体部位が外皮を含まないものに変更されました。
5. ビキサフェン（殺菌剤）  
関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請があり、リスク評価を経て新規に基準が設定されました。ビキサフェンの規制対象は農作物にあつてはビキサフェンのみですが、畜産物においてはビキサフェン及び *N*-(3',4'-ジクロロ-5-フルオロビフェニル-2-イル)-3-(ジフルオロメチル)-1*H*-ピラゾール-4-カルボキサミドをビキサフェンに換算したものの和となります。
6. その他改正農薬等  
アセキノシル（殺ダニ剤），アゾキシストロビン（殺菌剤），エスプロカルブ（除草剤），サフルフェナシル（除草剤），シエノピラフェン（殺ダニ剤），シメコナゾール（殺菌剤），シラフルオフェン（殺虫剤），テブフロキン（殺菌剤），ピラフルフェンエチル（除草剤），ピリダベン（殺虫剤），フルトリアホール（殺菌剤），レピメクチン（殺虫剤）

## おわりに

規格基準の変更では、規制対象物質が変更になる場合や、同じ農薬等でも食品によって改正の施行日が異なる場合などがあり、注意が必要です。今回、解説を行った農薬等の中でも、平成 24 年 11 月 2 日以降に改正され基準値には、まだ適用が開始されていないものもあります。弊センターでは最新情報に基づいて残留基準改正に伴う変更に対応しておりますので、不明な点などがありましたらお問い合わせ願います。

## 参考

厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/zanryu/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/)